

令和2年度 事業計画

概 要

三宅村シルバー人材センターは、定款第3条のとおり社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実（生きがいづくり）及び福祉の増進を図るとともに高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし事業をすすめています。

現在、当センターが受注している事業の公共事業比率は約8割（※令和元年度上半期事業実績数値）となっており、都内センターの公共事業比率5割前後と比べると安定的な事業収入、配分金の支給が確保できると同時に、就業機会の提供においても都内センターと比べ、とても恵まれた環境です。また、センター運営を行う上で必要財源となる補助金について今年度も従来どおりで、行政並びに関係機関のご理解と支えにより運営基盤の財源確保がされています。

政府の「人づくり基本構想」（平成30年6月公示）の中に、人生100年時代を見据えた高齢者雇用の促進が示され、65歳以上への継続雇用年齢の引き上げや、定年引上げなどがあげられました。センター会員対象となる60歳以上の会員の増強において、今後はかなり困難な状況が予想されます。同時に、現会員の高齢化による作業負荷の増大も課題としてあげられます。今まで継続的に受注していた作業も会員の体力や作業量など安全就業面を考慮すると、組織拡大を進めると同時に今後は慎重な受注可否の検討が重要課題となります。

上記の現状を踏まえ、令和2年度事業計画を策定する。

1. 基本方針

- ◆ 就業機会の提供拡大、就業意欲・就業率の向上
- ◆ 地域社会のニーズに対応できる知識及び技能の習得
- ◆ 事故ゼロを目指した安全教育・安全対策の強化
- ◆ 地域貢献となるボランティア活動の推進
- ◆ 行政・関係機関との連携強化した事業運営の推進
- ◆ 理念に沿った組織運営と健全な事業運営基盤の確立

2. 令和2年度 事業実施計画

(1) 就業開拓提供等事業

村民・企業・行政等に対し、就業機会の開拓を積極的に展開し、高齢者にふさわしい就業の確保に努める。

- ① 高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的な就業、軽易的な就業機会の推進
- ② 三宅村及び関係団体との連携強化
- ③ シルバー派遣事業の推進
- ④ 三宅村ファミリー・サポート・センター事業の推進

(2) 普及啓発事業

広報誌・ホームページ・島内イベント参加等の実施により会員拡大・事業理念の推進、啓発に努め、積極的な社会奉仕活動を図る。

- ① 広報誌「シルバーみやげ」発行 年12回
- ② イベント協力とボランティア活動（社会奉仕活動推進）
- ③ ホームページリニューアル及び事業活動等の公開更新

(3) 研修・講習事業

会員が希望する就業等に必要な知識や技能を習得することにより、質の高いサービス提供を目的に研修会・講習会の提供を図る。

- ① 東京都シルバー人材センター連合主催などの各種研修会等の積極的な受講
- ② 会員並びに村民対象に呼びかけ、内外講師による技能・交通安全・救命講習会の開催
- ③ 島内関係機関の協力を得て、熱中症予防・転倒予防等の健康増進講習会の開催

(4) 調査研究・相談事業

会員の就業率の向上及び適正な就業を推進するため、理事会・安全管理委員会・事務局等の連携を強化し、三宅村・東京都シルバー人材センター連合等の協力を得て、調査・研究・検討を図り、適正な組織運営体制の構築を目指す。

また、入会を希望する高齢者及び会員に対して、就業相談を随時行い、会員満足度の充実・向上を図る。

- ① 理事会等で会員の就業状況等の分析を行い、就業機会の拡大と就業率の向上を検討
- ② 受託している三宅村農場運営事業において経営委員会で調査・研究を行い、事業運営体制の構築
- ③ 現会員の就業希望内容を調査・研究を行い、会員満足度の向上を検討

(5) 安全・適正就業推進事業

安全管理委員会を中心に安全意識・健康管理の徹底と就業中及び就業途中での事故防止を図る。

- ① 安全対策基本計画に基づく安全就業における事業実施・適正就業環境の整備
- ② 安全管理委員会の機能強化と安全パトロール実施による安全就業意識の強化
- ③ 安全就業基準の遵守及び安全心得10か条の徹底と推進

(6) 法人運営

公益社団法人の運営について、組織的で機能的な事業運営を行うために理事会による内部管理、内部統制の機能強化を図る。

- ① 業務運営・事務の効率化
- ② ガバナンスの強化（理事会運営の強化・充実、適正な財務処理等の監査機能の充実）
- ③ 法改正における内部規定等の改正・見直し整備